

平成 31 年度 事業計画（案）

I. 基本理念

「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」

誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心して健康に暮らせる地域社会の実現を願っていますが、少子高齢化の進展や社会的なつながりの希薄化が進む現代社会においては、個々の福祉課題も複雑多様化しており、これまでのつながりだけでは解決することが困難になってきている状況にあります。

地域においては、個々の課題として捉えるのではなく、地域の課題として地域全体で考え、解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めていくことが重要となっています。

そのためには、様々な関係機関と連携し、公的な福祉サービスと地域住民の自主的な地域福祉活動と合わせた、協働による地域福祉の推進が必要だと考え、本計画では住民一人ひとりがお互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」を基本理念として定めます。

II. 基本目標

- 1.みんなで支え合う地域づくり
- 2.福祉ニーズを受け止め、住民が必要な支援を受けられる体制づくり
- 3.組織体制の強化と基盤づくり

III. 基本計画（実施計画と実施事業）

1. 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

①地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ 2 1 推進事業

地域において見守りが必要である在宅の一人暮らし高齢者等に対し、交流する中で生活相談や精神的支えとなる見守りネットワークを形成することで地域住民による見守り活動を推進支援します。

- ・ほのぼの交流協力員事業
- ・ボランティア活動促進事業
- ・地区懇談会等での意見交換実施

(2) 福祉安心電話サービス事業

県社協が実施主体となり、町担当課との連携により在宅の一人暮らし高

齢者等の自宅へ、緊急通報装置と火災報知器を設置し、また地域における見守りや支援の体制作りを行います。

(3) 地域住民グループ支援事業

町内を単位として、一人暮らし高齢者等が集まれるサロンを開催する事で高齢者の地域社会とのつながりを持つ場を作り、支援者による声掛けにより安否や健康状態の把握を図ると共に、地域住民による地域福祉を支援します。

○ 地域密着型「ふれあい・いきいきサロン」実施地区の支援活動

41 地区(42 町内会)、延べ 211 回開催予定

- ・年 10 回開催地区 7 地区予定
- ・年 7 回開催地区 1 地区予定
- ・年 6 回開催地区 1 地区予定
- ・年 5 回開催地区 18 地区予定
- ・年 4 回開催地区 2 地区予定
- ・年 3 回開催地区 9 地区予定
- ・年 1 回開催地区 3 地区予定

② 当事者の社会参加の推進

(1) 独居高齢者いきいきサロン（社協実施型）

- ・独居高齢者いきいきサロン（百石地区 年 5 回）
- ・独居高齢者いきいきサロン（下田地区 年 3 回）

(2) 身障いきいきサロン事業（社協実施型）・【共募助成金活用事業】

- ・福祉プラザを拠点とした身障いきいきサロンを年 5 回開催

(3) 福祉レクリエーション大会の開催

(4) 老人クラブ他福祉団体事業実施への支援協力

- ① 福祉団体及びボランティア活動団体への助成金交付・【共募助成金】
 - ・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ ・身体障害者福祉会
 - ・母子寡婦福祉会 ・子ども会育成連合会 ・保育会 ・更生保護女性会
 - ・赤十字奉仕団 ・連合婦人会 ・こでまりの会 ・家族介護者の会
 - ・災害ボランティア連絡会
- ② 福祉団体各種大会への協力
 - ・上北郡愛の輪レクリエーション大会（野辺地町主管）への参加協力

③ 福祉課題の把握

- ・各種団体等への P R 活動

2-1. 地域福祉サービスの推進

① 介護保険事業等の運営

(1) 居宅介護支援事業（町受託要介護認定調査等含む）

営業日：月曜から金曜日、但し、国民の休日及び12月29日から
1月3日までを除く
営業時間：午前8時00分～午後5時00分

(2) 通所介護事業（デイサービスセンター・町総合事業・身障デイ含む）

① 通所介護事業

営業日：月曜日から土曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く
営業時間：午前8時00分～午後5時00分

② 介護予防・日常生活支援総合事業

○通所型サービス（現行相当）

営業日：月曜日から土曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く
営業時間：午前8時00分～午後5時00分

対象者：要支援者、事業対象者

○通所型サービスA（緩和型）ミニデイ

営業日：毎週水曜日、但し、1月1日から1月2日までを除く
営業時間：午前8時00分～午後5時00分

対象者：要支援者、事業対象者

(3) 訪問介護事業（ヘルパーステーション・町総合事業・居宅介護事業含む）

① 訪問介護事業

営業日：年中無休

営業時間：午前7時00分～午後7時00分

② 介護予防・日常生活支援総合事業

○訪問型サービス（現行相当）

営業日：年中無休

営業時間：午前7時00分～午後7時00分

対象者：要支援者、事業対象者

○訪問型サービスA（緩和型）

営業日：月曜日から金曜日まで

営業時間：午前8時00分～午後5時00分

対象者：要支援者、事業対象者

② 地域福祉活動の推進

(1) 外出支援事業（福祉有償運送）

自力では通院が困難な方を対象に通院にかかる移送サービスを行います。
町委託の条件に合致しない場合は、社協独自の移送サービスを実施します。

(2) 食の自立支援事業（配食サービス事業）

町より委託を受け、在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、配食ボランティアによる配達と声掛けにより、見守りや安否確認を行います。

(3) ほがらか教室開催事業

老人福祉センターを活動拠点とし高齢者等の生きがい及び教養・学習活動として、9教室及び自主活動(講座)3教室を開設します。

(4) 長寿福祉フェスティバルの開催

(5) 高齢者年末見守り活動事業・【共募助成金活用事業】

独居高齢者世帯等への安否確認を兼ねたおせち弁当の配食（年末）

(6) 生活支援体制整備事業

高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、地域社会からの孤立を防ぎ、住民や関係機関、様々な団体などが助け合いの活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を生かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域にあった支え合いの体制づくり（住民主体の自発的活動）を推進する。

- ① 生活支援コーディネーターの設置
- ② 居場所づくり活動の整備支援
- ③ 高齢者等世帯の見守り体制の構築
- ④ スキルアップ講座等の開催
- ⑤ 県内外研修会の参加

2-2. 福祉教育・ボランティア活動の推進

① 福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催と参加

- ① 第14回 おいらせ町社会福祉大会の開催
(会場：交流センター 開催予定日：2020年2月8日)
- ② 第69回 上北郡社会福祉大会への参加
(会場：六戸町 開催予定日：2019年月日)
- ③ 第69回 青森県社会福祉大会への参加
(会場：青森市 開催予定日：2019年11月15日)

(2) 社会福祉士養成実習（大学生）の受け入れ

(3) 介護員養成研修等実習生の受け入れ

② 福祉教育の推進

(1) 児童、生徒夏・ぼらんていあ体験学習事業・【共募助成金活用事業】

- ① 小中学生による町内各種福祉施設でのボランティア体験学習
- ② 町内小中高校との連携・協働
(百石小学校、甲洋小学校、木内々小学校、下田小学校、木ノ下小学校、百石中学校、下田中学校、木ノ下中学校、百石高校)

(2) 高齢者擬似体験・車椅子体験・出前講座への職員派遣

③ボランティア活動の推進と災害時体制の確立

(1) ボランティアセンター事業

- ① 相談、あっせん及び募集事業
- ② 高校生による災害ボランティア体験講座事業
- ③ ボランティア情報誌の発行（年2回）
- ④ 収集ボランティア活動の促進及びボランティア講座への参加促進
- ⑤ おいらせ町総合防災訓練に関わる災害ボランティアセンター設置訓練
- ⑥ 災害等に伴う職員の被災地支援のための職員派遣

(2) ボランティアまつりの開催

(3) 福祉レクリエーション用具、福祉用具（車いす）の貸出

- ① 車椅子の貸出
- ② サロン等貸出用備品整備（レク用具等の整備）
 - ・ビーンボウリング、輪投げ、ストライクナイン9、室内用ペタンク、リングリングゲーム、bingoゲーム（抽選器）、オーバールキャッチ、オセロ、スクエアステップマット、ネットネットゲーム

(4) 災害ボランティアネットワークの構築

2・3. 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

①福祉情報の提供

(1) 社協広報誌の発行（年2回）・【共募助成金活用事業】

- ・社協だよりの発行を行い、町内会との福祉懇談会を開催するなど社協の組織、事業内容や福祉情報の発信に努め、広報活動の推進を図ります。

(2) ボランティア情報誌の発行（年2回）・【共募助成金活用事業】

(3) 社協ホームページの活用

- ・住民への情報開示、提供のため「社協ホームページ」を活用し、定期的に情報を更新し、町民や町民以外の方へも広く情報を公開して行きます。

② 相談体制の確立

(1) 心配ごと相談事業（無料法律相談開設含む）

○ 心配ごと相談所の開設

- ① 一般相談所の開設 月1回
 - ・相談員4人体制
 - ・毎月 第1水曜日 いきいき館 10時～12時
- ② 特別相談所の開設
 - ・弁護士を相談員とする法律相談所を年3回開設する。

(2)福祉サービス苦情解決、第三者委員の設置

③ 生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業(あっぷるはーと)

- ① 基幹的社会福祉協議会（八戸市社協）との連携と初期相談の受付
- ② 生活支援員との連携、支援

(2) たすけあい資金貸付事業 (町社協単独事業)

資金貸付及び要援助者の自立に向けた相談支援を行う、償還指導による不良債権の解消と貸付原資の確保を図ります。

(3) 生活福祉資金貸付事業

県社協との連携により、相談申込者世帯の自立に向け資金貸付に関する相談援助や申請手続きを支援します。また、償還促進運動を実施し不良債権の解消を図ります。

必要に応じ生活困窮者自立支援制度相談支援実機関との連携を図ります。

(4) 高額療養費貸付事業 (国保世帯対象)

おいらせ町国民健康保険加入世帯で、入院等により、1ヶ月の医療費が高額になりお支払いに困っておられる方に、高額医療費として支給される見込額の9割までを貸付する制度です。（自己負担限度額及び食事代等の保険適用外は、貸付対象外です。）

(5) 地域福祉センター管理運営事業

地域福祉センター（いきいき館）の管理受託運営
(消防訓練の実施 年2回)

(6) 福祉プラザ管理運営事業

福祉プラザ（のびのび館）の管理受託運営
(消防訓練の実施 年2回)

(7) 老人福祉センター管理運営事業

老人福祉センターの管理受託運営
(消防訓練の実施 年2回)

3. 組織体制の充実・強化

①社協組織の強化

(1) 役員研修会の実施

(2) 理事会・評議員会の充実

- ・理事会、評議員会、監査会を開催し会務の運営に必要な事項を審議すると共に、適宜、正副会長会議や職員会議を開催し案件を協議します。また、役員の関係する研修会への参加促進により組織の活性化を図ります。

(3) 委員会の設置

- ① 福祉サービス苦情解決第三者委員会
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会
- ③ たすけあい資金貸付委員会
- ④ 評議員選任・解任委員会

(4) その他必要な活動

- ① 福祉避難所の確保に関する協定の締結により災害時等に対象者となる方の受け入れをします。(受入対象：高齢者・要介護1以上)
- ② 福祉協力員の委嘱（行政推進会議にて交付予定）
- ③ 被災者等援護活動
- ④ 要援護者世帯の調査活動（地域包括支援センターと連携し高齢者等見守り世帯の把握に努めます。）
- ⑤ 地域ケア会議での情報交換や各関係機関との連携を図ります。

②職員の資質向上

(1) 職員の資質向上

- ① 職員関係研修会への参加促進や福祉サービスの自己評価の取組を通じ、職員の資質向上を図ります。
- ② 職場のコミュニケーションを図ることで、より良い信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりを構築します。

③財政基盤の強化

(1) 会員会費制度の理解と加入促進

(2) 公費助成の確保

(3) 共同募金運動への協力

(4) 各種助成制度等の活用

(5) 福祉基金の活用

福祉基金の適正な運用を図りつつ、福祉財源として活用することで必要な地域福祉事業を継続して実施していきます。

(6) 財務管理の適正化促進

- ① 職員の意識改革（外部講師を招いての職場内研修の実施）
- ② 内部けん制体制の構築（管理体制の確立による内部けん制体制強化）
- ③ 会計専門家による定期的経理指導（公認会計士の定期的な指導と点検）
- ④ 内部監査の実施（職員相互による内部監査の実施・年4回）